

西日本工業大学大学院授業料その他諸納入金、学費減免等規程

最終改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、西日本工業大学大学院学則第37条に基づき、本学大学院学生、研究生及び科目等履修生から徴収する授業料その他諸納入金、手数料、学費減免、奨学金等について、必要な事項を定めるものとする。

(入学金等の徴収)

第2条 西日本工業大学大学院学則に定める入学金、授業料、教育充実費のほか、委託徴収金の諸費を徴収する。なお、授業料、教育充実費は、これを二期に分けて徴収する。

2 前項の授業料その他諸納入金の納入時期・方法は、別表1のとおりとする。

(準用)

第3条 本学大学院学生の学籍異動に伴う授業料その他諸納入金の取り扱い、証明書等発行手数料、履修料等、研究料等、追試験料、再試験料、学費返還の特例については、西日本工業大学授業料その他諸納入金規程の規定を準用する。

(本学卒業生)

第4条 本学卒業生については、入学検定料の半額を免除するとともに、入学金を免除する。

(見舞金)

第5条 本学大学院学生に見舞金の支給等を行う場合は、学生の事故等に対する見舞金等の基準の規定を準用する。

(所管)

第6条 この規程に関する事務は、学務課が所管する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成23年4月1日から改正施行する。
- 9 この規程は、平成25年1月9日から改正施行し、平成25年度入学生から適用する。
- 10 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 11 この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生に対する第2条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 12 この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。ただし、平成30年度以前に入学した学生に対する第2条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 13 この規程は、令和元年9月1日から改正施行する。ただし、令和元年度前期以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 14 この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。ただし、令和2年度以前に入学した学生に対する第2条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表 1

(1) 大学院学費等

(単位：円)

区 分	入 学 金	授 業 料	教育充実費	合 計
前 学 期	*100,000	273,000	147,000	520,000
後 学 期	—	273,000	147,000	420,000
合 計	100,000	546,000	294,000	940,000

注 1 入学手続きにおいて委託徴収金として学生教育研究災害障害保険料*1,750 円を徴収する。

2 修業年限を超えて在籍した場合は、当該年度の 2 年次の納入金を徴収する。

3 *印は、入学時のみの徴収とする。

(2) 学費等納入時期

区 分	納 期
前学期	4 月 30 日まで
後学期	10 月 31 日まで